

令和2年4月15日

青森中央学院大学
青森中央短期大学

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校について（お知らせ）

日本全国で脅威を増す新型コロナウイルス感染症の罹患者の増加により、日本政府は7都府県に対する「緊急事態宣言」を発令しました。この宣言は、「コロナ疎開」と呼ばれる本県への帰省者を生み、本学近隣地域においてもこれら『人の移動』がもたらす市中感染発生のリスクが増大することが予想されます。これまで本学では学事暦通りに授業を実施してきましたが、こうした背景および県内における感染経路が不明な感染者を介したクラスター（集団感染）の発生状況などを鑑み、この地域を取り巻く感染リスクは新たなフェーズに突入したと認識するに至りました。については学生の健康と安全を第一に考慮し、以下の期間における臨時休校措置を決定しましたのでお伝え致します。

臨時休校期間：令和2年4月22日（水）～令和2年5月10日（日）

なお、臨時休校期間において、各科目で課題等が課せられる場合がありますので、それぞれの科目担当者の指示に従ってください。休校期間中は、原則、部活動を含む学内活動を禁止します。

この度の臨時休校は、学生の感染症に対する自己防衛のため、さらに学生のご家族や地域に感染を拡大させないことを目的とした措置です。既に周知している通り、マスク着用など日常の感染症対策はもとより、感染リスクが増大する密な空間における娯楽・アルバイト・外食などの不要不急の外出は控え、特に県外への移動・帰省等はこれまで以上に自粛するよう重ねて要請致します。その上で、授業再開時には2週間の行動記録を提出していただきますので、ご協力の程、お願い致します。なお、県外での就職活動についても引き続き自粛を要請しますが、やむを得ぬ場合は、必ず事前にキャリア支援センター（電話、メールアドレス記載）へ相談してください。また、4月13日（月）に学習支援センターより配信したメールでも依頼していますが、青森県外へ移動する場合は、メールにリンクされているフォームを利用して必ず申告するようにしてください。

また、本学では、日本政府の要請でもある「人との接触機会」を削減すべく、一部授業における遠隔講義等についても準備を進めております。令和2年5月11日（月）以降の授業再開や、本学の最新の方針については、適宜本学のホームページおよびポータルサイトを通して周知しますので毎日確認してください。ポータルサイトにメールアドレスを登録していない学生は、必ず登録を完了するようにしてください。